

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ホンジュラス	首都圏地滑り防止計画（詳細設計）のため の計）のための贈与に関する日本 国政府とホンジュラス共和国政 府との間の交換公文	首都圏地滑り防止計画（詳細設計）を 実施するために必要な役務の購入	45,000千円 H25.7.31まで	H23.2.8 テグシガ テルパで (同日)	日本側 塩崎修在ホンジュ ラス大使 ホンジュラス側 マリオ・カ ミゲル・カナクライ・カ ナクライ外務大臣	H23.2.9 36号
ホンジュラス	首都圏地滑り防止計画のため の贈与に関する日本国政府とホン ジュラス共和国政府との間の交 換公文	首都圏地滑り防止計画を実施するた めに必要な生産物 及び役務の購入	1,053,000千円 H28.12.31まで	H23.6.16 テグシガ テルパで (同日)	日本側 加来亜蔵在ホンジ ュラス大使 ホンジュラス側 マリオ・カ ミゲル・カナクライ・カ ナクライ外務大臣	H23.6.28 226号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。